



# 令和8年度

## 正しい交通ルールを守る県民運動 実施要綱

### 岩手県交通安全憲章

わたくしたちは、人命尊重の精神にのっとり、交通道徳を高め正しい交通ルールを守り、交通事故のない明るい社会をつくるため、この憲章を定め実践することを誓います。

- 1 わたくしたちは、つねに正しく歩行し、危険な横断やとび出しはしません。
- 2 わたくしたちは、飲酒運転、無免許運転は絶対しません。また、つねに安全運転につとめ、速度違反や無理な追い越しはしません。
- 3 わたくしたちは、家族みんなで交通安全の話しあいをもちます。また、いつでも、どこでも愛の一声をかけあいます。
- 4 わたくしたちは、こどもと高齢者、からだの不自由な人たちを交通事故から守ります。
- 5 わたくしたちは、よい交通環境をつくり、みんなで正しく利用します。

(昭和48年 9月14日制定)

(昭和61年11月 4日改正)

岩手県交通安全対策協議会

## 岩手県交通安全年間スローガン（2026（令和8）年度～）

- 【最優秀賞】 「ゆっくりと ひろ～い岩手 安全に」  
【優秀賞】 「広げよう 岩手の地から 事故防止」  
【優秀賞】 「お帰りの 笑顔が待ってる 岩手県」

### 安全運転五則

- 1 安全速度を必ず守る。
- 2 カーブの手前でスピードを落とす。
- 3 交差点では必ず安全を確かめる。
- 4 一時停止で横断者の安全を守る。
- 5 飲酒運転は絶対にしない。

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

### 飲酒運転4(しない)運動

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

### 冬道の安全運転(いち、にっ、さん運動)

- 1 一割スピードダウンしよう。
- 2 二倍の車間距離をとろう。
- 3 三分早めに出発しよう。

## 目 次

1 趣 旨	1
2 期 間	1
3 年間スローガン	1
4 運動の基本	1
5 重点項目と推進事項	2
6 季節運動	5
7 推進期間	5
8 日を定めて行う交通安全活動	6
9 実施機関・団体における運動の進め方	6
○ 参考「令和8年度正しい交通ルールを守る運動県民大会」	6
○ 実施機関・団体の主な実施事項例	7
○ 被害者等の相談支援・交通事故相談	8
○ 交通事故被害者救済機関・団体	9



### <正しい交通ルールを守る運動推進マーク>

正しい交通ルールを守る運動の盛り上がり浸透を図るため、昭和49年3月1日に岩手県交通安全対策協議会が制定(白地に赤と緑で岩手の「イ」と道路、赤信号、交通整理、車の流れをそれぞれ表現し、正しい交通ルールを守る意欲を力強く象徴化した。

# 令和8年度正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱

## 1 趣 旨

本県民運動は、人命尊重の理念の下、交通事故の撲滅を目指して、全ての県民が交通安全思想の高揚に努め、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を通じて、安全で快適な交通社会を築くため、県を始めとする関係機関・団体と地域住民が一体となって、県民総参加による交通安全運動を強力に推進するものである。

## 2 期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

## 3 年間スローガン

「ゆっくりと ひろ〜い岩手 安全に」

## 4 運動の基本

県内では、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が高い水準で推移しており、また、全事故に占める高齢者が関係した事故の割合も高い状況にあることから、これらの交通事故情勢に対処するとともに、次代を担うこどもを輪禍から守るため、「高齢者とこどもの交通事故防止」を運動の基本とする。

### (1) 高齢者の交通事故防止

高齢者の交通事故を防止するため、次の事項を推進する。

- ・ 高齢者在宅家庭訪問や交通安全教室による交通ルールの遵守と交通マナーの実践
- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者・自転車利用者の危険行動の理解を目的とした参加・体験・実践型の講習等を通じた交通安全指導
- ・ 道路横断時における「止まるー見るー待つ」の交通安全行動の遵守
- ・ 歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者の保護・誘導活動
- ・ 反射材用品等の効果の周知と着用の励行
- ・ 高齢者の交通事故は夕暮れ時間帯だけでなく、午前10時～正午までの間に多いことについての周知
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカーS、以下「サポカーS」という。）の普及啓発
- ・ 運転免許証自主返納制度と自主返納者に対する支援の周知
- ・ 高齢者マークや障がい者マーク等を表示した車両や、歩行者・自転車利用者に対する「思いやり運転」の励行
- ・ 高齢者マークの積極的な表示促進

### (2) こどもの交通事故防止

こどもの交通事故を防止するため、次の事項を推進する。

- ・ 交通安全教室等による歩行者・自転車利用者としての交通ルールの遵守と交通マナーの実践
- ・ こどもを輪禍から守るための街頭における交通安全指導
- ・ 登下校（登降園）時の安全確保のための関係機関・団体による通学（園）路と日常的に集団で移動する経路（以下「通学路等」という。）の安全点検
- ・ 交通安全教育の場への保護者等の積極的な参加による、家庭や地域が一体となった交通安全行動の実践と適切な指導助言
- ・ 通学路等における安全速度の遵守

## 5 重点項目と推進事項

運動の基本を念頭におきながら、以下を重点項目として推進事項に取り組むものとする。

### (1) 重点項目

#### ア 運転者の歩行者保護意識の醸成と道路横断者の交通マナーの向上

道路横断中における歩行者の事故を防止するため、運転者による横断者の有無の確認と横断歩道における歩行者優先の徹底や、歩行者の横断時における「止まる-見る-待つ」の交通安全行動の遵守、運転者と歩行者の双方による、手を使った意思表示「ハンド・コミュニケーション<sup>\*1</sup>」の実践を推進する。

#### イ ライトの早め点灯・反射材用品等の着用

夕暮れ時・夜間の歩行者が関係する事故は、発見の遅れが要因の一つであり、特に9月以降、日没後の重大事故が多発することから、相互に気付き気付かせる「ライトの早め点灯<sup>\*2</sup>」「反射材・LEDライトの着用」等の「3（サン）ライト運動<sup>\*3</sup>」を推進する。

#### ウ 飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）の根絶

少しのアルコールでも運転に影響を与え、また、事故当事者の人生にも多大な影響を与える重大な犯罪である飲酒運転の根絶を目指す。

#### エ 自転車の安全利用の推進

自転車の交通違反に対する交通反則通告制度が導入されたことから、車道の左側通行の原則等「自転車安全利用五則」に則った自転車利用時の交通ルールの遵守を徹底するほか、全ての自転車利用者によるヘルメット着用や、適切な点検・整備の実施、自転車損害賠償責任保険又は共済（以下「自転車損害賠償責任保険等」という。）への加入により、安全な自転車利用を推進する。

#### オ スピードダウンの徹底

スピードの出し過ぎは、運転者の視野を狭くし、危険の発見や緊急時の判断を遅らせるほか、交通事故時の衝撃が大きくなるなど、重大な交通事故をもたらすことから、制限速度を守ることはもちろん、交通環境や道路状況に応じた安全な走行速度の実践を推進する。

### (2) 推進事項

推進主体	推 進 事 項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。</li> <li>○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い場所を選び、左右の安全確認を徹底し、横断時の安全確認について声掛けをする。</li> <li>○ 夕暮れ時以降の外出時、家族全員が反射材用品等の着用を習慣付ける。</li> <li>○ 自動車運転者には、夕暮れ時のライト早め点灯と夜間の原則上向きライト走行（ハイビーム走行）を呼び掛ける。</li> <li>○ 車も自転車もスピードが出るほど危険であることを理解し、市街地や交差点、カーブ等ではスピードダウンを行い、安全なスピードで走行するよう注意し合う。</li> <li>○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果について話し合い、正しく着用する。</li> </ul> <p>注：妊娠中であっても、母体と胎児を守るため、医師の指導を受けながら正しい着用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転の危険性と違法性を話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家庭から飲酒運転を許さない社会環境を醸成する。</li> </ul>

\*1 ハンド・コミュニケーション

横断歩道等において、歩行者は手を上げるなどして横断する意思表示を行い、運転者は横断歩道手前で一時停止後、手を差し出し歩行者に横断を促す意思表示を行うことで、安全に横断することを確認し合うもの。

\*2 ライトの早め点灯

9月21日（秋の全国交通安全運動初日）から3月31日の間は、午後4時からのライトの早め点灯を呼び掛ける。

\*3 3（サン）ライト運動

「①ライトの早め点灯・原則上向きライト（ハイビーム）走行」「②反射材用品、LEDライト等の着用」「③右（ライト）からの横断者、左からの車に注意」のこと。

家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢運転者に対して、体調不良時や悪天候時は運転を控えるなどの補償運転<sup>*4</sup>を促し、運転免許証の自主返納について話し合うほか、高齢者の交通事故は夕暮れ時間帯だけでなく、午前10時～正午までの時間帯にも多いので注意し合う。</li> <li>○ ヘルメット着用、飲酒運転・「ながらスマホ」の禁止等の自転車の交通ルールや正しい乗り方を習得するとともに、反射材を含む自転車の点検・整備を確実にやる。</li> <li>○ 自転車利用者が加害者となる事故について話し合い、自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。</li> </ul>
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、反射材用品等の効果について周知し、普及・着用を促進する。また、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用を徹底する。</li> <li>○ 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また、自動車運転者には、夕暮れ時のライトの早め点灯と夜間の原則上向きライト走行を呼び掛ける。</li> <li>○ ゆとりのある運転計画を立て、気象情報に基づいた適切な指示を行うなど、安全運転管理を徹底する。</li> <li>○ 飲酒運転の危険性と違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動<sup>*5</sup>の周知や運転者の運転前後のアルコールチェックを確実に実施するなど、飲酒運転を絶対に「しない」「させない」「ゆるさない」を徹底する。</li> <li>○ 自転車の16歳以上が対象となる交通反則制度が導入されたことから、毎月8日の自転車安全指導の日を中心に、全ての自転車利用者に「自転車安全利用五則」等を活用した正しい自転車の乗り方を指導する。</li> <li>○ 自転車講習会に積極的に参加するなど、自転車安全利用意識の向上に努める。</li> <li>○ 自転車の事故事例を示しながら、全ての自転車利用者によるヘルメット着用や自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について周知する。</li> </ul>
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。</li> <li>○ 街頭活動を通じて、高齢者を始めとする歩行者や自転車利用者に反射材用品を配布するなど、その普及・着用を促進する。</li> <li>○ 農作業車両運転者には、確実な運転操作など安全運転を呼び掛けるとともに、同車両と積荷への反射材用品の装着を促進する。</li> <li>○ スピードの出し過ぎがもたらす危険性等の啓発活動によりスピードダウンの意識付けを図る。</li> <li>○ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を行うよう啓発を行う。</li> <li>○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。</li> <li>○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。</li> <li>○ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載され、事故の防止や被害軽減に効果があるサポカーSについて普及啓発を行う。</li> <li>○ 自転車の交通反則通告制度が導入されたことから、自転車安全利用五則等による、自転車の交通ルール遵守、酒気帯び運転及び「ながらスマホ」の禁止を徹底させるほか、全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進と交通マナーの向上を図る。</li> <li>○ 整備されていない自転車に乗ると事故に遭う危険性が高まることから、適切な点検・整備の重要性を周知する。</li> <li>○ 自転車利用者が加害者となる事故に備え、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について周知する。</li> </ul>

<sup>\*4</sup> 補償運転

危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を採用すること。

<sup>\*5</sup> ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動。

<p>運転者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道では、歩行者優先を徹底し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、手で横断を促すことを示す「ハンド・コミュニケーション」を実践する。</li> <li>○ 夕暮れ時や夜間には、ライトの早め点灯（雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む。）と原則上向きライト走行を励行し、歩行者・自転車の早期発見と自車の存在を知らせることにより交通事故の防止に努める。</li> <li>○ 歩行者や自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、徐行するなど思いやりのある運転をする。</li> <li>○ スクールゾーンやシルバーゾーン、ゾーン 30 を通行するときは、速度を十分に落として歩行者や自転車の安全を確保する。</li> <li>○ 雨や積雪、凍結等の交通環境に応じた適切なスピードダウンによる安全運転を実践し、スリップ事故を防止する。</li> <li>○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。</li> <li>○ 普段から時間にゆとりを持った早めの出発に努め、特に長距離を運転するときはゆとりのある運転計画を立てるなど気持ちに余裕を持ち、スピードの出し過ぎを防止する。</li> <li>○ シートベルトを自ら正しく着用するとともに、同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、全ての同乗者にシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させる。</li> <li>○ 運転中に携帯電話、カーナビやタブレット等を操作することは、よそ見による重大な事故につながる危険な行為であることを認識し、「ながらスマホ」はしない。</li> <li>○ 前の車との車間距離を必要以上に詰めるなど、いわゆる「あおり運転(妨害運転)」はしない。</li> <li>○ 高齢者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、自己の運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。</li> </ul>
<p>自転車利用者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車の交通違反について交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、自転車利用時の交通ルールの理解と遵守を徹底する。</li> <li>○ 自転車も車両であることを再確認し、車道の左側通行の原則や飲酒運転の禁止等の「自転車安全利用五則」を遵守し、正しい交通マナーを実践する。</li> <li>○ 歩道通行時は歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げるときは必ず一時停止する。</li> <li>○ 乗車時の頭部保護の重要性和ヘルメット着用の被害軽減効果について理解し、ヘルメットを着用する。</li> <li>○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。</li> <li>○ 自転車運転中の「ながらスマホ」は、重大な事故につながる危険な行為であるから絶対にしない。また、ヘッドホン等の使用により周囲の音や声が聞こえない状態での運転もしない。</li> <li>○ 悪天候時や路面凍結時、体調不良時等の安全に自転車を利用できない場合は利用を控えるよう努めるとともに、傘をさしての自転車の運転はしない。</li> <li>○ 夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを理解し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。</li> <li>○ 乗車前等、適切な点検・整備を実施し安全利用に努める。</li> <li>○ 加害者となる事故に備え、自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。</li> <li>○ 高齢者は、加齢による身体機能の変化を認識し、体調不良時や悪天候時は利用を控えるなど無理のない利用を心掛ける。</li> </ul>
<p>歩行者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まる－見る－待つ」の交通安全行動の徹底と手を上げるなどの「ハンド・コミュニケーション」を実践し、無理な横断はしない。</li> <li>○ 道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。</li> <li>○ 夕暮れ時以降の外出時には、明るい服装や反射材用品を着用する。</li> <li>○ 携帯電話等の画面を見ながらの歩行は、注意力が散漫になり、周囲を巻き込んでの事故となるおそれがある危険な行為であることを認識し、いわゆる「歩きスマホ」はしない。</li> <li>○ 高齢者は、夕暮れ時や夜間の交通事故の被害に遭うリスクが高い時間帯の外出を控えるよう努める。また、加齢による身体機能の変化を認識し、余裕を持った横断を心掛ける。</li> </ul>

## 6 季節運動

季節に応じて集中的に注意を喚起する運動は、交通安全の意識付けと交通事故防止に有効であることから、運動の趣旨や重点を念頭に、以下の運動に取り組むものとする。

名称	実施期間	運動の趣旨等
春の全国交通安全運動	4月6日(月)から 4月15日(水)までの10日間	交通対策本部決定に準ずる。 スローガン 「おまじない 自分を守る みぎひだり」
夏の交通事故防止県民運動	7月15日(水)から 7月24日(金)までの10日間	1 運動の趣旨 夏季は、暑さや長距離運転による過労に起因する交通事故や、夏休み中のこどもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。 2 運動の重点 ① 暑さなどによる過労運転の防止 ② 高齢者と夏休み中のこどもの交通事故防止 ③ 飲酒運転の根絶 ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 3 スローガン 「ベルト締め 親子の絆も 結び付く」
秋の全国交通安全運動	9月21日(月)から 9月30日(水)までの10日間	交通対策本部決定に準ずる。 スローガン 「黄昏に 一番星の 前照灯」
冬の交通事故防止県民運動	12月15日(火)から 12月24日(木)までの10日間	1 運動の趣旨 冬季は、積雪や凍結による道路環境の悪化に伴う交通事故や、冬休み中のこどもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。 2 運動の重点 ① スピードダウンの徹底 ② 高齢者と冬休み中のこどもの交通事故防止 ③ 飲酒運転の根絶 ④ 冬道用タイヤ装着の徹底 3 スローガン 「急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク」

## 7 推進期間

5月の自転車月間に合わせて自転車の安全利用推進期間を設定し、推進期間の趣旨や重点を念頭に、広報啓発等に取り組むものとする。

名称	実施期間	推進期間の趣旨等
自転車の安全利用推進期間	5月1日(金)から 5月31日(日)までの1か月間	1 推進期間の趣旨 交通反則通告制度の導入を踏まえ、小学生、中学生、高校生、成人といった各年代の自転車利用の安全意識の高揚・交通ルールの周知を図る。また、全ての自転車利用者によるヘルメットの着用や適切な点検・整備、自転車損害賠償責任保険等への加入など自転車の安全利用の推進を図る。 2 推進の重点 ① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進 ② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止 ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 3 スローガン 「ヘルメット かぶって安全 いただきます！」

## 8 日を定めて行う交通安全活動

特定の日を設けて交通安全の意識付けを図り、安全行動の実践を促進することを目的とした交通安全活動の日は、以下のとおりであり、趣旨や推進事項を念頭に取り組むものとする。

名 称	趣 旨 及 び 推 進 事 項
岩 手 県 交通安全の日  毎月 1 日	<p>月の初めに交通安全意識を新たにし、一日無事故と月間無事故を誓い、県民総ぐるみで交通事故防止を推進することを目的とする。</p> <p>【関係機関・団体の推進事項】</p> <p>① 県と市町村の交通安全対策協議会は、関係機関・団体等と緊密な連携の下に、各種広報媒体を活用し、県民に対し「岩手県交通安全の日」の趣旨の周知徹底を図るものとする。</p> <p>② 市町村と関係機関は、交通ボランティア団体やPTA等と連携し、通学(園)路等において、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るための街頭指導を行うものとする。</p> <p>③ 各事業所・団体等は、安全管理を徹底するとともに、ライトの早め点灯やスピードダウンの徹底、飲酒運転の根絶など、従業員等に対し具体的な交通安全指導を行うものとする。</p>
岩 手 県 自転車安全 指 導 の 日  毎月 8 日	<p>自転車による交通事故と歩行者の被害を防止するため、適正な利用の指導を推進することを目的とする。</p> <p>【関係機関・団体の推進事項】</p> <p>① 県と市町村の交通安全対策協議会は、関係機関・団体等と緊密な連携の下に、各種広報媒体を活用し、県民に対し「岩手県自転車安全指導の日」の趣旨と自転車の安全利用・マナーアップの周知徹底を図るものとする。</p> <p>② 市町村や学校を始めとする関係機関・団体等は、交通安全教室や街頭指導を通じて、無灯火や二人乗り、携帯電話使用等の危険性と歩行者等に配慮した正しい乗り方の普及啓発を図るとともに、ヘルメット着用と自転車損害賠償責任保険等への加入の促進を図るものとする。</p> <p>③ 各事業所・団体等は、自転車に関わる身近な交通事故事例を取り上げた職場教育の実施等により、従業員等に対し具体的な交通安全指導を行うものとする。</p>
岩 手 県 シルバー 交 通 安 全 指 導 の 日  毎月 17 日	<p>高齢者の交通事故防止と高齢者が安全に住める交通環境を確保するための諸対策について、総合的に推進することを目的とする。</p> <p>【関係機関・団体の推進事項】</p> <p>① 県と市町村の交通安全対策協議会は、関係機関・団体等と緊密な連携の下に、各種広報媒体を活用し、県民に対し「岩手県シルバー交通安全指導の日」の趣旨や高齢者の保護等の周知徹底を図るものとする。</p> <p>② 市町村や関係機関・団体等は、相互に連携し、高齢者在宅家庭訪問や高齢運転者教室等での指導・啓発活動を推進し、反射材着用や高齢者マーク表示の促進を図るものとする。 また、街頭指導において、高齢者への反射材の直接貼付や一声掛けなど、高齢者の交通安全意識の高揚を図るものとする。</p> <p>③ 各事業所・団体等は、高齢者が関わる身近な交通事故事例を取り上げた職場教育の実施等により、従業員等に対し具体的な交通安全指導を行うものとする。</p>
交 通 事 故 死 ゼ ロ を 目 指 す 日	<p>4月10日(金) 9月30日(水)</p> <p>同時期に実施する「全国交通安全運動」の趣旨、重点等を周知し、交通安全行動を促す。</p> <p>H20.1.11 交通安全対策本部決定 (H20.8.8改正)</p>

## 9 実施機関・団体における運動の進め方

- (1) 実施機関・団体は、本運動が真に県民運動として実効が上がるよう、相互に連携を図りながら「実施機関・団体の主な実施事項例」を参考として取り組むものとする。
- (2) 実施機関・団体は、本運動をその組織や会員等に定着させるよう努める。
- (3) 実施機関・団体は、会報等により構成団体や従業員等に本運動の周知を図るとともに、ポスターやホームページ、施設内放送など各種媒体を活用して本運動を県民に広報する。

参考 令和8年度正しい交通ルールを守る運動県民大会(予定)

【開催日】令和8年11月19日(木)

【開催場所】盛岡市都南文化会館(キャラホール)

実施機関・団体の主な実施事項例

共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正しい交通ルールを守る県民運動の普及・推進</li> <li>2 各種広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進</li> <li>3 各種交通安全関係行事への積極的な参加</li> <li>4 会報、会議等における関係団体や従業員等に対する交通安全意識の高揚</li> <li>5 ライトの早め点灯・夜間の原則ハイビーム走行の実践、反射材用品等の着用</li> </ol>
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正しい交通ルールを守る県民運動に関する企画・推進</li> <li>2 交通安全教育・広報啓発活動の推進</li> <li>3 市町村や関係機関・団体との連絡調整</li> </ol>
市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村における交通安全啓発活動の企画・推進</li> <li>2 関係機関・団体との連絡調整</li> <li>3 交通指導隊による交通安全指導等の実施</li> <li>4 年代別、段階的な参加・体験・実践型交通安全教育の推進</li> </ol>
道路管理者 (国・県・市町村・高速道路)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全かつ快適な道路環境の整備・維持管理、交通安全施設の点検整備</li> <li>2 道路情報板等を活用した情報提供</li> </ol>
警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 街頭警戒活動、指導取締り活動の強化、交通安全施設等の整備充実</li> <li>2 年代別、段階的な参加・体験・実践型交通安全教育の推進</li> </ol>
教育委員会(県、市町村)、 小・中・高校、幼稚園、保育園、PTA他教育 関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 PTA、地域関係機関・団体、家庭と連携した指導</li> <li>2 通学(園)路の安全点検、登下校(登降園)時における街頭指導の充実</li> <li>3 学級活動、学校行事、こども会活動等による交通安全指導の充実</li> </ol>
交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体験型資機材の活用と交通安全の呼び掛け</li> <li>2 ハンドルキーパー運動の推進</li> <li>3 反射材用品等の着用促進</li> </ol>
交通安全母の会、 各女性団体協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「交通安全は、家庭から運動」の推進</li> <li>2 高齢者や母親と子どもに対する交通事故防止啓発活動の推進</li> <li>3 高齢者在宅家庭訪問の推進</li> </ol>
指定自動車教習所協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の安全に貢献する交通安全教育センター活動の推進</li> <li>2 初心運転者に対する交通安全教育の徹底、高齢者講習の充実強化</li> <li>3 指定講習機関を活用した運転免許取得者教育の推進</li> </ol>
老人クラブ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員の交通安全意識を高める活動の推進</li> <li>2 各種会合での高齢者の交通安全意識の高揚と交通安全行事への参加呼び掛け</li> </ol>
自動車会議所、自動車販売店協会、レンタカー 協会、自動車整備振興会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ユーザーに対するワンポイント・アドバイスの励行</li> <li>2 自動車の点検整備の徹底</li> <li>3 車両貸出時の安全運転の呼び掛け</li> </ol>
自転車二輪車商業協同組合、 二輪車安全普及協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ユーザーに対するワンポイント・アドバイスの徹底</li> <li>2 二輪車実技講習と自転車の正しい乗り方指導講習会等の開催</li> <li>3 自転車の点検・整備、ヘルメット着用・保険加入の促進</li> <li>4 二輪車の点検・整備、保険加入の推進</li> </ol>
バス協会、トラック協会、タクシー協会、ハイ・ク交通共済 協同組合、自家用自動車協会、建設業協会、商 工・経済団体、労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所、営業所等における交通安全教育の推進、運転者への安全管理の指導</li> <li>2 交通弱者に対する「思いやり運転」の呼び掛け</li> <li>3 交通労働災害防止対策の推進、過積載防止運動の実施</li> </ol>
農林漁業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作業安全運動等による組合員等に対する啓発活動の推進</li> <li>2 農林漁業作業中における交通事故防止の呼び掛け</li> </ol>
酒造組合、小売酒販組合連合会、生活衛生営業 指導センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲食店等において、飲酒運転をさせない環境の整備</li> <li>2 ハンドルキーパー運動や飲酒時のタクシー・運転代行の利用促進</li> </ol>
鉄道事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 踏切事故ゼロ運動の積極的推進</li> <li>2 運転者、歩行者等に対する踏切事故防止の呼び掛け</li> </ol>
報道機関	各種交通安全活動報道による県民の交通安全意識の高揚

# 被害者等の相談・支援

## ◆ いわて被害者支援センター

### 相談支援

～事件・事故による～

《電話相談》（土日、祝日を除く10:00～17:00）

犯罪被害者や家族からの相談を受け、悩みの軽減や解決などを行います。

●事件や交通事故の相談 ☎019-621-3751

全国共通ナビダイヤル ☎0570-783-554

犯罪被害者等相談電話（12/29～1/3までを除く8:00～21:00）

●性犯罪・性暴力の相談 ～はまなすサポート～

☎#8891（24時間対応）

ひかり電話からは、☎0120-8891-77 にお電話ください。

《面接相談》

事前予約制となります。

《メール相談》 ホームページ内のメールフォームから

24時間受け付けていますが、返信には数日かかる場合があります。

ホームページ <https://www.iwate-vsc.jp/>

### 直接支援

《付添支援》

被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察等での事情聴取等の際に被害者の精神的負担の軽減を図るための付添い支援を行います。

《自宅訪問》

必要に応じて、ご自宅又はお近くの場所で面談することもできます。

《情報の提供》

刑事手続きの流れなど必要とする情報を提供します。

《生活支援》

被害後、日常生活に支障のある方については、必要に応じてお手伝いします。

《犯罪被害者等給付金の申請補助》

給付金の申請から給付までの手続きの補助を行います。

### 広報・啓発活動

被害者のおかれた現状と支援の必要性を県民に理解していただくために広報・啓発活動を行います。

### 自助グループ支援

交通事故被害者遺族で構成する自助グループへの支援活動を行います。

＜お問い合わせ先＞

〒020-0021 盛岡市中央通3丁目10番2号

（岩手県立県民生活センター2F）

公益社団法人 いわて被害者支援センター

TEL 019-621-3750

## 交通事故相談（令和8年度）

常設相談	相談場所	相談日	相談時間
	岩手県立県民生活センター TEL019-624-2244	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）	午前9時～ 午後5時30分

県民生活センターでの相談のほか、下記開催場所で開催しています。

巡回相談	開催場所	相談日	開催場所	相談日
巡回 相 談	八幡平市役所本庁舎 （申込：八幡平市防災安全課） TEL 0195-74-2111	4月7日（火）	宮古市役所 （申込：宮古市消費生活センター） TEL 0193-68-9081	4月28日（火）
		7月7日（火）		7月28日（火）
		10月6日（火）		10月27日（火）
		1月5日（火）		1月26日（火）
	花巻市役所本庁舎 （申込：花巻市市民生活総合相談センター） TEL 0198-41-3551	5月8日（金）	大船渡市役所本庁舎 （申込：大船渡市市民環境課生活安全係） TEL 0192-27-3111（内線102）	5月19日（火）
		8月4日（火）		8月18日（火）
		11月10日（火）		11月17日（火）
	一関市役所本庁 （申込：一関市消費生活センター） TEL 0191-21-8342	2月2日（火）	釜石市役所第1庁舎 （申込：釜石市消費生活センター） TEL 0193-22-2701	2月9日（火）
		6月2日（火）		6月16日（火）
		9月1日（火）		9月16日（水）
	遠野市民センター （申込：遠野市消費生活センター） TEL 0198-62-6318	12月1日（火）	久慈市役所本庁舎 （申込：久慈市消費生活センター） TEL 0194-54-8004	12月16日（水）
		3月2日（火）		3月17日（水）
4月14日（火）		5月26日（火）		
北上市役所本庁舎 （申込：北上市消費生活センター） TEL 0197-72-8203	7月14日（火）	岩手県二戸地区合同庁舎 （申込：二戸消費生活センター） TEL 0195-23-5800	8月25日（火）	
	10月15日（木）		11月24日（火）	
	1月12日（火）		2月18日（木）	
	6月10日（水）		6月25日（木）	
奥州市役所本庁 （申込：奥州市生活環境課） TEL 0197-34-2342	9月8日（火）		9月24日（木）	
	12月8日（火）		12月24日（木）	
	3月9日（火）		3月25日（木）	
	4月23日（木）			
		7月23日（木）		
		10月22日（木）		
		1月21日（木）		

※ 巡回相談は事前予約制です。相談日の2日前（土日祝日を除く）の正午までに申込みください。

※ 相談時間は午後1時～午後3時です。

※ 日程を変更する場合がありますので、あらかじめ確認をお願いします。

## 交通事故被害者救済機関・団体

<b>(公財)日弁連交通事故相談センター岩手支部</b>	
岩手県盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2 階(電話 019-623-5005) URL <a href="https://n-tacc.or.jp/">https://n-tacc.or.jp/</a> (日弁連交通事故相談センターホームページ)	
主な相談内容	1.賠償責任者の認定、2.損害賠償額の算定、3.賠償責任の有無・過失の割合、 4.損害の請求方法、5.交通事故の民事上の法律問題、6.交通事故示談の斡旋

<b>(公財)交通事故紛争処理センター仙台支部</b>	
宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 11 階(電話 022-263-7231) URL <a href="https://www.jcstad.or.jp/">https://www.jcstad.or.jp/</a> (交通事故紛争処理センターホームページ)	
主な相談内容	1.交通事故に関する弁護士による無償の法律相談、2.交通事故に関する弁護士による無償の和解斡旋、3.交通事故に関する紛争解決のための無償の審査、4.交通事故による損害賠償に関する調査研究

<b>(公財)交通遺児等育成基金</b>	
東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階 (電話 03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611) E-mail: <a href="mailto:info1@kotsuiji.or.jp">info1@kotsuiji.or.jp</a> URL <a href="https://www.kotsuiji.or.jp">https://www.kotsuiji.or.jp</a>	
実施事業	1.交通遺児育成基金事業、2.交通遺児等支援給付事業

<b>日本司法支援センター岩手地方事務所(法テラス岩手)</b>	
岩手県盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2 階(電話 050-3383-5546) URL <a href="http://www.houterasu.or.jp">http://www.houterasu.or.jp</a> (法テラスホームページ)	
実施事業	民事法律扶助(無料法律相談、弁護士・司法書士へ依頼する裁判費用等の立替) 犯罪被害者支援(危険運転致死傷罪の被害者への支援)

<b>(一財)道路厚生会</b>	
東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル 11 階(電話 03-6674-1761) URL <a href="https://www.douro-kouseikai.org/">https://www.douro-kouseikai.org/</a> (道路厚生会ホームページ)	
実施事業	1.修学資金援助(1人1年間 396,000円)、2.卒業祝金支給(100,000円)

<b>ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)岩手支所</b>	
岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106ビル 5 階(電話 019-652-5101) ナスバ交通事故被害者ホットライン(電話 0570-000738) URL <a href="https://www.nasva.go.jp/">https://www.nasva.go.jp/</a> (ナスバホームページ)	
実施事業	1.交通遺児等育成資金貸付制度、2.介護料支給制度など

<b>(公財)交通遺児育英会</b>	
東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階(電話 03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-521-286) URL <a href="https://www.kotsuiji.com/aboutus">https://www.kotsuiji.com/aboutus</a> (交通遺児育英会ホームページ)	
実施事業	交通遺児奨学金貸付(学資貸付(一部給付制度あり)、入学一時金貸付)

詳しくは、関係機関・団体にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

